News Release

平成２３年２月２５日
消　　費　　者　　庁

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第３５条第１項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

１．ガス機器・石油機器に関する事故　１件
（うち石油ふろがま１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故　５件
（うち靴補修剤１件、ウォーターサーバー１件、換気扇１件、電気ストーブ（ハロゲンヒーター）１件、空気清浄機１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故　１０件
（うちＩＨ調理器１件、食器洗い乾燥機１件、テレビ（ブラウン管型）１件、湯たんぽ（樹脂製）１件、折りたたみ椅子１件、電子レンジ加熱式湯たんぽ１件、手すり（浴室用）１件、電気洗濯機１件、水槽用エアーポンプ１件、車庫１件）

４．製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議（※）において、審議を予定している案件
該当案件無し

１．～４．の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

５．留意事項

これらは消費生活用製品安全法第３５条第１項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号A200800259、A200900222を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

６．特記事項

(1)株式会社北栄［倒産（平成２２年６月１８日）］が輸入したウォーターサーバーによる火傷事故について（管理番号A200900222）

①事故事象について

株式会社北栄［倒産（平成２２年６月１８日）］が輸入し、平成１６年４月から販売した床置き型冷温水ウォーターサーバーで、乳児が当該製品の温水用蛇口を掴んだ際に湯が出て腕に火傷を負う事故が発生しました。

当該製品の給湯用蛇口（赤色フォーセット）は、上レバーと下レバーを同時に掴んで下げないと湯が出ない構造となっていますが、蛇口全体を手で掴み、持ち上げるように引いた場合でも湯が出ることから、事故の原因は、蛇口の高さが床から７０㎝で、乳児の手の届く高さであったことと、蛇口全体を手で掴み、持ち上げるように引いたために、湯（８０℃前後）が出て火傷を負ったものと推定されます。

当該製品の給湯用蛇口（赤色フォーセット）は、容易に出湯しない構造になっており、また、取扱説明書には、子供だけで使用させない旨、記載されておりますが、状況によっては同様の事故が発生するおそれがあります。

当該製品を御使用の方は、特に子供だけで使用させないようにしてください。

②対象製品について

対象製品は、床置き型以外にも同様の構造の蛇口を有するテーブル等の置き台に据え置くタイプがあります。

ＹＷＣ－８０４Ｈ（床置き型）

ＹＷＣ－６０４Ｈ（置き台据え置き型）

（製品写真）

（写真は、ＹＷＣ－６０４Ｈ（置き台据え置き型））

販売台数：２機種合わせて約３０万台

④関係業界の対応

輸入事業者が倒産しており、当該製品について個別の措置を取ることができないた

め、一般社団法人日本ボトルウォーター協会（ＪＢＷＡ）では、一般社団法人日本ウォーターアンドサーバー協会（ＪＷＳＡ）と協力し、ボトルウォーター販売店等から当該製品を含む全てのウォーターサーバーの使用者に対して注意喚起のチラシ（別添参照）を配布するとともに、子供が蛇口のレバーを掴まないように保護カバーの取付けも案内しています。

（別添）

お客様各位

重要なお知らせ！

ウォーターサーバーご使用のすべてのお客様にお願いです

温水コックからは熱湯が出ますので火傷に充分注意して下さい。

特にお子様が温水コックを直接触れないようにご注意下さい。

お湯とび跳ね防止の為、温水利用時は必ず温水コックの近くまで容器を持ってご使用下さい。

チャイルドロックが正常に動作するか定期的に確認して下さい。

温水コックには強い衝撃を与えないで下さい。

ウォーターサーバーをゆすったり倒したりしないで下さい。

ウォーターサーバーを移動する時はコンセントを抜いた後、 30 分以上放置してから移動して下さい。

本件問合せ

販売店名

（社）日本ボトルウォーター協会　（JBWA）

東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル42階
事務局 TEL03-3342-4722 E-mail:jimukyoku@jbwa.org

（社）日本ウォーターアンドサーバー協会（JWSA）

東京都港区高輪3丁目5-23 SIA高輪台ビル9F
事務局 TEL03-5795-2260 E-mail:info@jwsa.or.jp

（本発表資料の問い合わせ先）
消費者庁消費者安全課
　（製品事故情報担当）　担当：小林、中嶋、榎本
　　　　　　　　　　　　電話：03-3507-9204（直通）
　（事故情報対応チーム）担当：金児、滝
　　　　　　　　　　　　電話：03-3507-9146（直通）

（株式会社北栄［倒産（平成２２年６月１８日)］が輸入したウォーターサーバーによる火傷事故についての発表資料に関する問い合わせ先）
経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室
　担当：宮下、吉津、山﨑　　電話：03-3501-1707（直通）

■消費生活用製品の重大製品事故一覧　　別　紙

1．ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201000978	平成23年2月8日	平成23年2月21日	石油ふろがま	BS-2000GS	株式会社コロナ	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。 当該製品の上に可燃物（洗濯物）を吊していた状況も含め、現在、原因を調査中。	岩手県	製造から15年以上経過した製品

2．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A200800259	平成20年4月17日	平成20年6月11日	靴補修剤	シューグー	国際技術貿易株式会社 （輸入事業者）	重傷1名	当該製品を底面に塗布した新品の靴を履き、室内でエアロビックスをしていたところ、滑って転倒し足首を捻挫した。 使用者は滑り止めの効果もあると説明されている当該製品を靴底全面に塗布して使用されていた。 調査の結果、当該製品を靴底全面に塗布した場合、濡れている床では乾燥した床に比べて摩擦係数が半減し、滑りやすくなったものであったが、このような使用方法に関する注意表示は記載されていなかった。 なお、輸入事業者では、当該事故を受け、滑り止めとして使用する際の注意事項及び濡れている所での転倒の危険性について表示することとした。	千葉県	平成20年6月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として経済産業省が公表していたもの
A200900222	平成21年5月31日	平成21年6月23日	ウォーターサーバー	YWC-804H	株式会社北栄（倒産） （輸入事業者）	重傷1名	乳児が当該製品のチャイルドロック機構が付いている熱湯用の蛇口に触れたところ、お湯が出て右腕にかかり火傷を負った。 当該製品の給湯用蛇口（赤色フォーセット）は、上レバーと下レバーを同時に掴んで下げないと湯が出ない構造となっているが、蛇口全体を手で掴み、持ち上げるように引いた場合でも湯が出ることから、事故原因は、蛇口の高さが床から70cmで、乳児の手の届く高さであったことと、蛇口全体を手で掴み、持ち上げるように引いたために、湯（80℃前後）が出て火傷を負ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、子供だけで使用させない旨、記載されていた。	東京都	平成21年6月26日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として経済産業省が公表していたもの

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201000976	平成23年1月31日	平成23年2月21日	換気扇	FV-12CAC-A	松下精工株式会社（現　パナソニックエコシステムズ株式会社）	火災	当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。当該製品はトイレ臭突（臭気を外に拡散させる煙突状のもの）用であるが、浴室天井裏に設置していた。現在、原因を調査中。	東京都	製造から30年以上経過した製品
A201000983	平成23年2月2日	平成23年2月22日	電気ストーブ（ハロゲンヒーター）	KOK22-9726GR	コーナン商事株式会社（輸入事業者）	火災	当該製品を使用中、当該製品のスイッチ横部分から発煙する火災が発生し、当該製品が焼損した。現在、原因を調査中。	滋賀県	
A201000985	平成23年2月15日	平成23年2月22日	空気清浄機	F-P02T3	松下エコシステムズ株式会社（現　パナソニックエコシステムズ株式会社）（輸入事業者）	火災	当該製品を使用中、その場を離れ戻ったところ、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品が焼損し、周辺が汚損した。現在、原因を調査中。	三重県	

３. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201000974	平成23年1月30日	平成23年2月21日	IH調理器	火災	当該製品で牛乳を加熱中、その場を離れ戻ったところ、牛乳が溢れており、当該製品を持ち上げたところ、異音とともに発煙した。その後、発煙が収まったため当該製品の電源プラグを抜かずに外出したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	静岡県	
A201000975	平成23年2月9日	平成23年2月21日	食器洗い乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品下部から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。当該製品を故障状態のままで使用した可能性も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A201000977	平成23年2月8日	平成23年2月21日	テレビ（ブラウン管型）	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A201000979	平成23年1月19日	平成23年2月21日	湯たんぽ（樹脂製）	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品からお湯が漏れ、火傷を負った。当該製品のフタを締めた状況も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が事故を認識したのは、2月8日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意
A201000980	平成23年1月11日	平成23年2月21日	折りたたみ椅子	重傷1名	当該製品を使用中、突然、当該製品が破損し、使用者が腰から落ちて負傷した。現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が事故を認識したのは、2月17日
A201000981	平成23年1月5日	平成23年2月21日	電子レンジ加熱式湯たんぽ	重傷1名	幼児（６歳男児）が、当該製品を電子レンジで加熱し、取り出す際、当該製品の内容物が漏れ、火傷を負った。事故発生時の状況も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が事故を認識したのは、2月7日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意 平成23年2月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故（続き）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201000982	平成22年12月2日	平成23年2月22日	手すり（浴室用）	重傷1名	使用者（８０歳代男性）が入浴中、異音がしたため家人が確認すると、使用者が倒れており、負傷していた。現場に、浴槽から当該製品が外れて床に落ちていた。当該製品の固定状況も含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が事故を認識したのは、2月21日
A201000984	平成23年2月6日	平成23年2月22日	電気洗濯機	火災	当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	
A201000986	平成22年12月8日	平成23年2月23日	水槽用エアーポンプ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が事故を認識したのは、2月14日
A201000987	平成23年1月26日	平成23年2月23日	車庫	重傷1名	居住者が除雪作業のため、ベランダから当該製品の屋根の上に移動したところ、当該製品の折板（屋根の波状の板）を踏み抜き、転落し、負傷した。施工の際、製造事業者が指定したものと違う薄い折板が使用された状況も含め、現在、原因を調査中。	福井県	事業者が事故を認識したのは、2月15日

４．製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

換気扇（管理番号：A201000976）

電気ストーブ（ハロゲンヒーター）（管理番号：A201000983）

空気清浄機（管理番号：A201000985）